

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント の指定居宅介護支援事業者への委託について

さいたま市保健福祉局長寿応援部
介護保険課介護保険係

○ 指定介護予防支援
介護予防ケアマネジメント **はこれだけある！**

(令和3年9月調べ)

	人 数
事業対象者	810
要支援 1	7,987
要支援 2	7,272
計	16,083

介護予防支援	介護予防ケア マネジメント	計
—	405	405
1,731	2,045	3,776
2,825	1,866	4,691
4,556	4,316	8,872

- 指定居宅介護支援事業者に委託している件数は、全体の6割程度（※）である。

したがって、

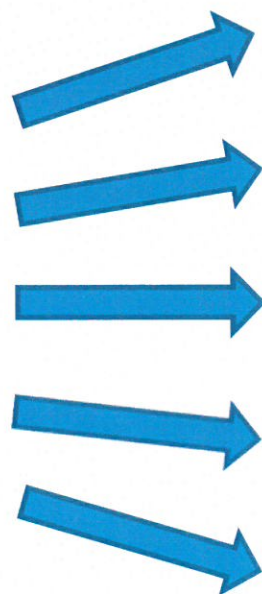
$$8,872 \text{ 件} \times 60\% \doteq 5,300 \text{ 件}$$

が委託分の件数であると推計している。

（※ 令和3年4月利用分の実績で61.96%）

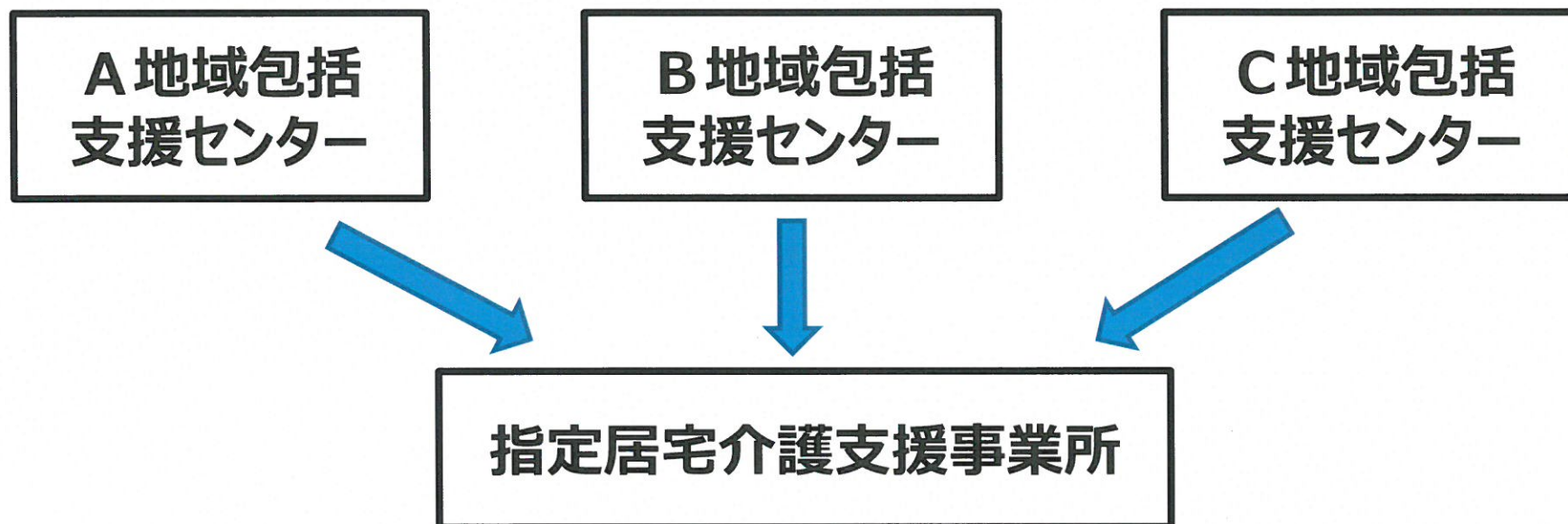
- それぞれの地域包括支援センターが、様々な指定居宅介護支援事業所に委託している。

指定介護予防
支援事業所
(地域包括支
援センター)
27か所



指定居宅介護支援事業所
368か所
(10月1日現在・休止
中のものも含む。)

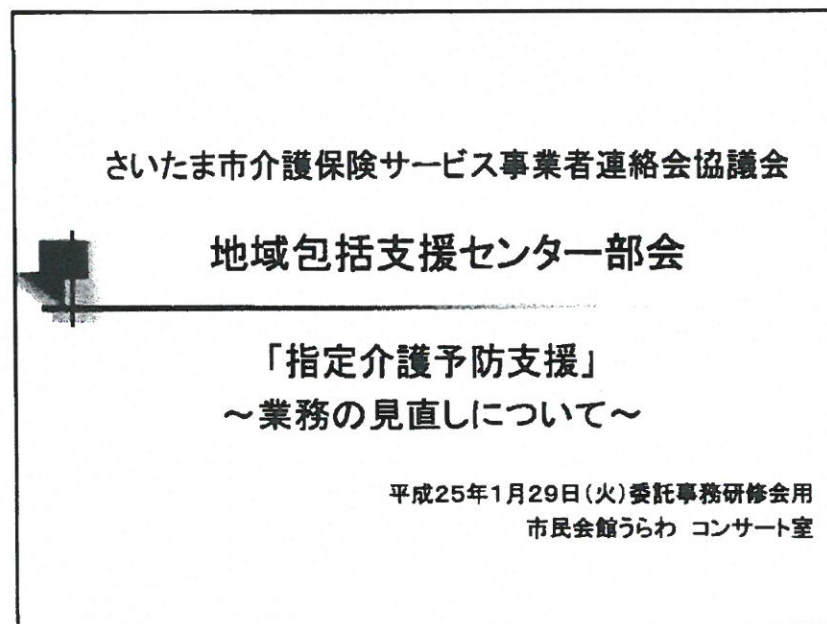
- ひとつの指定居宅介護支援事業所が、複数の地域包括支援センターから委託される場合も多い。



※ ひとつの指定居宅介護支援事業所において最多は8包括

○ 指定居宅介護支援事業者への委託の手順については

「指定介護予防支援」
～業務の見直しについて～
平成25年1月29日（火）
さいたま市介護保険サービス事業者
連絡会協議会
地域包括支援センター一部会



においてお示ししているところ

- ・ [さいたま市トップページ](https://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/006/p033309.html) > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 高齢の方 > 介護保険 > お知らせ > 平成25年1月29日介護予防支援業務の委託事務研修会資料・参考様式

<https://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/006/p033309.html>

○ ところが実際には…

委託する地域包括支援センターごとに

- ・ 手順がまちまちである。
- ・ 交付される書類、求められる書類の様式がまちまちである。

また、要求されるレベルも（必要以上に）高い。指定基準や厚生労働省の事務処理手順以上のものを求められることがある。

○ 指定居宅介護支援事業所の事務負担軽減のため、取扱いを改めてお示ししたい。

※ 近年、厚生労働省において、「介護分野の文書に係る負担軽減」として各種の改正を行ってきているところであるが、方向性はそれと同一である。

簡素化・**標準化**　そしてあわよくば**I C T等の活用**

指定居宅介護支援事業所の負担を軽減できれば、
委託しやすくなる

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。
 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。)

	指定申請	報酬請求	指導監査
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ● 平面図、設備、備品等 ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ● 指導監査の時期の取扱い
標準化	<ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 		<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 <ul style="list-style-type: none"> ・画面上での文書確認

<凡例>

R元年度内目途の取組

1～2年以内の取組

3年以内の取組（※※）

<<取組を徹底するための方策>>

- 各取組の周知徹底（特に小規模事業者）
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

（※）介護保険法施行規則の改正（H30年10月施行）の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。

（※※）前倒して実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。

- 今後（時期未定）、
指定居宅介護支援事業所の意見を伺いながら、
案をお示ししたいと考えています。
 - 手順・様式の統一
 - 可能な限りの簡素化

地域包括支援センターの皆様には、変更に伴う不便をおかけすることになりますが、

御協力をお願いします。